

## (仮称) 厚木市犯罪被害者等支援条例の構成

### 1 目的

本条例は、犯罪被害者等基本法の趣旨にのっとり、犯罪被害者等の権利利益の保護並びに被害の軽減及び回復を図り、市民が安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的として規定します。

### 2 用語の定義

本条例における用語の定義を規定します。

(犯罪等、犯罪被害者等、民間支援団体、関係機関等、事業者、二次被害、再被害)

### 3 基本理念

犯罪被害者等の支援における基本理念を規定します。

- (1) 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等の個人としての尊厳、処遇を保障される権利が尊重されるよう、配慮して行われること。
- (2) 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて、市、関係機関等、市民及び事業者が相互に連携し、及び協力にして推進するとともに、犯罪被害者等が再び安心して暮らすことができるよう、途切れることなく行われること。
- (3) 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穩を害しないようにするとともに、二次被害及び再被害の防止に配慮して行われること。

### 4 市の責務

市は、基本理念にのっとり、関係機関等との役割分担を踏まえて、犯罪被害者等の支援のための施策を策定し、及び実施することを規定します。

### 5 市民の責務

市民は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び支援の必要性についての理解を深め、地域社会で孤立させないよう努めるとともに、市がこの条例に基づき実施する犯罪被害者等のための施策に協力するよう努めることを規定します。

### 6 事業者の責務

- (1) 事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び支援の必要性についての理解を深め、その事業活動を行うに当たっては、二次被害及び再被害を生じさせないよう十分に配慮するよう努めるとともに、市が実施する犯罪被害者等の支援のための施策に協力をするよう努めることを規定します。

- (2) 事業者は、犯罪被害者等の雇用その他当該犯罪等による被害に関し事業者に求められる各種手続等について十分に配慮するよう努めることを規定します。

## 7 相談、情報の提供等

- (1) 市は、犯罪被害者等が直面している様々な問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言並びに関係機関等との連絡調整を行うことを規定します。
- (2) この条例に規定する支援を総合的に行うための窓口を設置することを規定します。

## 8 日常生活等の支援

市は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるよう支援を行うことを規定します。

- (1) 経済的負担の軽減
- (2) 法律相談の実施
- (3) 家事、子育て等に要する費用の助成
- (4) 心理相談の実施
- (5) 転居及び転出に要する費用の助成
- (6) 雇用の安定のための事業者の理解の増進

## 9 市内に住所を有しない犯罪等による被害者への支援

市は、市内に住所を有しない者が市内で発生した犯罪等により害を被った場合には、その者が住所を有する地方公共団体と連携し、及び協力して、7(1)に規定する支援を行うことを規定します。

## 10 人材の育成

市は、犯罪被害者等の支援を行う人材の育成に関する研修の実施その他必要な取組を行うことを規定します。

## 11 民間支援団体への支援

市は、犯罪被害者等の支援において民間支援団体が果たす役割の重要性に鑑み、その活動の促進を図るため、情報の提供その他必要な支援を行うことを規定します。

## 12 市民へ啓発活動

市は、犯罪被害者等が置かれている状況並びに二次被害及び再被害の防止の重要性について市民の理解を深めるよう、啓発活動その他必要な取組を行うことを規定します。

### 13 支援を行わないことができる場合

市は、犯罪被害者等が犯罪等を誘発した場合その他の犯罪被害者等の支援を行うことが社会通念上適切でないと認められる場合は、犯罪被害者等の支援を行わないことを規定します。

### 14 意見の反映

市は、犯罪被害者等の支援を適切に行うため、犯罪被害者等、関係機関等、市民及び事業者からの意見を聴き、施策に反映させるよう努めることを規定します。

### 15 委任

この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定めることを規定します。